

公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を北九州市戸畑区汐井町1番6号「ウエルとばた」に置く。

2 本協会は、社員総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、高齢者福祉及び介護に関する正しい知識の普及・促進を図るとともに、高齢者福祉サービスの質の向上等に関する事業を行い、高齢者福祉及び介護事業の健全な発展と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 高齢者の福祉の増進に関する相談・支援事業
 - (2) 高齢者の福祉の増進に関する研修等の実施及び人材の育成事業
 - (3) 高齢者の福祉の増進に関する調査・研究事業及び施設入所者の安全対策事業
 - (4) 高齢者の福祉の増進に関する情報の提供及び啓発活動
 - (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 第1項に規定する公益目的事業については、北九州市及び周辺の区域内において行うものとする。

(公告方法)

第5条 本協会の公告は、電子公告の方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した北九州市及び周辺に在する社会福祉法人の理事長及び当該法人が運営する高齢者福祉施設の長
- (2) 準会員 本協会の目的に賛同して入会した正会員に準ずる団体の運営する高齢者福祉施設の長

(入会)

第7条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て定める所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 正会員及び準会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会した時及び毎年、社員総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 会員が所属する法人・施設を退職した場合。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (5) 2年以上会費を納入しないとき。
 - (6) 除名されたとき。
- 2 前項第2号から第4号に該当し、会員資格を喪失する場合においては、その後任者が会員資格を継続することができる。

(退会)

第10条 正会員及び準会員は、理事会の決議を経て定める所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員及び準会員の半数以上の出席で、正会員及び準会員の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 12 条 会員が第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。
 - 3 準会員は、本協会の諸事業については、正会員と同等の取り扱いを受けるものとするが、役員を選任する選挙人としての権利を有するものの、当該被選挙人となる権利は有しない。

第 3 章 役員等

(種類及び定数)

第 13 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 9 人以上 15 人以内
- (2) 監 事 2 人
- 2 理事のうち、1 人を会長、4 人以内を副会長、1 人を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって選任する。ただし、常務理事は、必要なときに理事会の決議によって選任できる。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 15 条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会を招集する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 16 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前第 2 項又は第 4 項の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 17 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年に以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 この定款第 13 条で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員及び準会員の半数以上の出席で、正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 19 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、社員総会の決議を経て会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第 20 条 本協会に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、本協会の会長経験者で、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 相談役は、本協会の副会長経験者で、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し参考意見を述べることができる。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 21 条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

(構成及び議決権の数)

第 22 条 社員総会は、正会員及び準会員をもって構成する。

2 正会員及び準会員は、社員総会においては各 1 個の議決権を有する。

(権限)

第 23 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(1) 事業計画及び予算の承認

(2) 決算報告の承認

(3) 理事及び監事の選任

(4) 会員資格の得喪並びに会費及び入会金の額

(5) 定款の変更

(6) 会員の除名

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項

2 前項の規定にかかわらず、第 25 条第 3 項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開催)

第 24 条 定時社員総会は、年 1 回、毎事業年度終了後の 6 月に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合は、いつでも開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。
- (2) 総正会員及び準会員の 10 分の 1 以上から、会長に対し、会議の目的を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、総正会員及び準会員の 10 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会開催日としなければならない。

3 会長は、社員総会を招集するときは、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催 2 週間前までに正会員及び準会員に対して書面をもって通知しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 社員総会に出席しない正会員及び準会員が書面によって議決権を行使することができる旨

(議長)

第 26 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 社員総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員及び準会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 28 条 社員総会の決議は、出席した正会員及び準会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、次の決議は、総正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の決議をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

- 4 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の得票を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面による議決権の行使等)

- 第29条 止むを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員及び準会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合は、あらかじめ議決権行使書面を会長に提出しなければならない。
- 2 正会員及び準会員は、他の正会員及び準会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員及び準会員は、代理権の授与を証明する書面をあらかじめ会長に提出しなければならない。
 - 3 前項の議決権の行使は、社員総会ごとに書面の提出をしなければならない。
 - 4 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員及び準会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第30条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び準会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

- 第31条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職

2 前項第3号の会長及び副会長、常務理事の選定については、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議を参考にすることができる。

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選定及び解任
- (4) 本協会の業務の適正を確保するための体制の整備
- (5) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、年2回6月と3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく臨時理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事以外の理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印のうえ、保存する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 第 4 条第 1 項に規定する公益目的事業を行うための本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理及び処分)

第 41 条 本協会の資産の管理及び処分は、会長が行うものとし、その方法は、社員総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 42 条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 43 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則)

第 44 条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 本協会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けてから社員総会に諮り、出席した正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の決議を経、かつ、福岡県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し総正会員及び準会員の半数以上の出席で、正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の決議を経てその会計年度終了後 3 か月以内に福岡県知事に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 正味財産増減計算書の付属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

3 本協会は、社員総会の承認後、直ちに第 1 項第 2 号に定める貸借対照表を公告する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 会長は、法令に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、法令に定める書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 48 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員及び準会員の半数以上の出席で、正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、社員総会において、総正会員及び準会員の半数以上の出席で、正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(合併)

第 50 条 本協会は、社員総会において、総正会員及び準会員の半数以上の出席で、正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併・事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員及び準会員の半数以上の出席で、正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の議決を経て解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 52 条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）において、公益法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、同法第 5 条第 1 7 号に掲げる者に贈与する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は北九州市に贈与する。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 54 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備え置き)

第 55 条 本協会の事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 社員総会及び理事会の議事録
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の議決を経て定める情報公開規制によるものとする。

第 9 章 補則

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記を行った日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、渡邊 正孝とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、一部改正（第 20 条）し、平成 24 年 6 月 20 日から適用する。